会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長 (公印省略)

## 令和3年度「標準的な運賃に係る実態調査」(国土交通省自動車局貨物課) 実施に係る協力依頼について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月に告示された「標準的な運賃」の浸透・活用状況等の実態を把握するため、貨物自動車運送事業者を対象に別添の通り国土交通省より実態調査の協力依頼がございます。

標準的な運賃の届出状況は、令和4年1月末現在、全国の協会会員事業者べースで60%、沖縄県の会員事業者でも40%を超える届出数となっておりますが、一方で会員事業者からは標準的な運賃の水準の運賃収受ができていない、あるいはコロナ禍の中で荷主への交渉が困難である等、厳しい状況に関する多くの声をいただいており、そのような窮状を国に訴える上でも重要な調査であると考えております。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、主旨ご理解の上本実態調査へご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

本実態調査は、①標準的な運賃の認知状況、②標準的な運賃の活用状況、③荷主との運賃交渉状況、④運賃交渉の結果等をWebにて回答いただくアンケートとなります(Webアンケートの回答方法は別添に記載のURLよりアクセスまたは、スマートフォンを使用したQRコードよりアクセスしてください)。

※回答事業者名はご報告いただく必要はありません。

※本調査の回答内容を基に事業者へ指導・処分を行うこと、事業者名や回答者名が特定される形で公表されることは一切ありません。

※回答期限 令和4年3月21日(月)

<本件お問合せ先>

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 電 話:098-863-0280

# 「標準的な運賃」に係る実態調査への 協力依頼について

### 貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。 平成30年に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、ドライバーの労働 条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を経営する際の参考となる 運賃を示す「標準的な運賃」の告示制度が創設されました。

国土交通省では本制度に基づき、令和2年4月に「標準的な運賃」の告示を行ったところです。

この度、「標準的な運賃」の浸透・活用状況等の実態を把握するため、貨物自動車運送事業者の方を対象として、アンケートを実施することといたしましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督 署による監査等に使用することはありません。また、企業名やご回答者様が特定される形 で公表されることはありません。「標準的な運賃」に関するご実態をありのままご回答いた だけますと幸いです。

## ◆アンケートの回答方法

アンケートは次ページ以降に記載の URL (QR コード) にパソコン等でアクセスいただくことにより、回答いただくことができます。

※調査会社より、メールにて URL を入手することも可能です。件名に「アンケート URL 希望」と記載の上、空メールをお送りください。⇒(お問い合わせ先) truck@crp.co.jp

## ◆アンケート回答期限:

令和4年3月21日(月)

#### 【調査主体】

国十交通省自動車局貨物課 担当:池澤、髙嶋

東京都千代田区霞が関 2-1-3

【お問い合わせ先(調査会社)】

社会システム株式会社 担当:福田、安藤

東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 三富ビル 6F

Mail: truck@crp.co.jp TEL: 03-5791-1133

※新型コロナウイルス感染症対策のため在宅勤務を行っている場合がございます。 そのためお問い合わせの際は、<u>お手数ではございますが一度メールにてご連絡</u>をいただけますと幸甚でございます。

※アンケートの内容については、裏面をご参照ください。

#### 運送事業者様向け アンケート調査内容

〈調査内容〉 標準的な運賃の浸透・活用状況等について

- 1. 貴社の概要(業務内容、企業規模、主な取扱品目等)
- 2. 標準的な運賃の認知状況
- 標準的な運賃の認知について
- 標準的な運賃の説明会参加の有無
- 3. 標準的な運賃の活用状況
- 標準的な運賃を考慮した貴社運賃の原価計算について
- ・貴社運賃と標準的な運賃の乖離について
- 4. 荷主様との運賃交渉状況
- 荷主様への新たな運賃の提示の有無
- 荷主様の対応状況について
- 5. 運賃交渉の結果
- 新たな運賃の届出状況
- ・新たな届出運賃による事業改善状況

等

#### アンケートサイトのURL

アンケートサイトは、以下の URL からパソコン等でアクセスの上、ご回答をお願いいたします。

• URL(https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/truck/a/)よりアクセス または



・右の QR コードによりアクセス



- ※標準的な運賃の告示制度に関する情報はそれぞれ以下の URL よりご確認いただけます。
  - ◎報道発表資料 https://www.mlit.co.ip/report/pr

https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001341908.pdf

◎標準的な運賃について https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001341909.pdf